

○桑名市ヴィレッジセンター条例

(目的及び設置)

第1条 市民の地域福祉に関する活動を振興するとともに多世代にわたる市民の交流を促進し、もって誰もが互いに支え合うことのできる共生の地域づくりに寄与することを目的として、ヴィレッジセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヴィレッジセンター
- (2) 位置 桑名市大字星川2239番地1

(利用時間)

第3条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、第6条第2号に規定する会議室の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(事業)

第5条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業の場に供する。

- (1) 多世代にわたる多様な市民の交流に関する事業
- (2) 地域コミュニティ活動を通じた地域住民の社会福祉の増進に関する事業
- (3) 子育て世代の社会参加の促進及び子どもたちの多世代の人々との交流に関する事業
- (4) 障がい者の自立及び社会参加の促進に関する事業
- (5) 高齢者の生きがい、健康づくり及びレクリエーションに関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

(施設)

第6条 センターの施設は、次の各号に掲げるものとし、その目的はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 交流ラウンジ 多世代にわたる多様な市民が憩い、交流する場として利用するもの
- (2) 会議室 地域活動、地域福祉に関する活動及び多世代にわたる多様な市民が交流する活動を行うための会議、研修等の場として利用するもの

(利用の許可)

第7条 前条第2号の会議室及び附帯設備を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を得なければならない。利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該許可に係る事項を変更し、又は利用を中止しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治的活動（公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令に定めのある場合を除く。）又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 建物、附帯設備その他器具等を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他センターの管理上支障があると認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第9条 利用者は、許可を得た施設又は設備を許可された目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可の条件を変更し、施設の利用の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者の利用内容が第8条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 利用者が許可の内容又は許可に付した条件に違反していると認められるとき。
- (3) 利用者がこの条例に違反していると認められるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を得たことが明らかになったとき。
- (5) 施設の管理上又は公益上やむを得ない事由が発生したとき。

(使用料)

第11条 センターの利用者は、許可と同時に別表に掲げる基本額に利用する日における消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料を利用後に納付することができる。

2 前項の使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第10条第5号に該当する事由により、市長が許可を取り消したとき。
- (2) 天災等利用者の責に帰することのできない事由により、施設を利用することができないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき。

(原状回復)

第14条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第10条の規定により利用の停止を命じられ、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状回復して返還しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を利用者から徴収する。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により、施設等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- (1) センターの維持管理に関する業務
- (2) 第5条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (3) 第7条に規定する利用の許可、第8条に規定する利用の制限及び第10条に規定する許可の取消し等に関する業務
- (4) 第11条に規定する使用料の納入、第12条に規定する使用料の減免及び第13条に規定する使用料の還付に関する業務
- (5) 第14条第2項に規定する原状回復等の代行及び第15条に規定する損害賠償に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 前項の規定により、市長が指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第3条第2項及び第4条	市長が特に必要と認めるときは	指定管理者が特に必要と認めると
-------------	----------------	-----------------

第7条、第8条、第10条、第11条 第1項、第12条、第13条、第14条 第2項及び前条	市長	きは、市長の承認を受けて 指定管理者
第11条第1項	使用料	利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）
第11条の見出し及び同条第2項、 第12条（見出しを含む。）並びに 第13条（見出しを含む。）	使用料	利用料金

3 利用料金は、第11条第1項に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（その他）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

基本額

時間区分 利用区分	午前 (午前9時～正午)	午後 (午後1時～午後5時)	夜間 (午後5時～午後9時)
会議室（大）	2,000円	2,500円	2,500円
会議室（小）	1,000円	1,500円	1,500円
会議室（大）の冷暖房設備	1時間当たり 300円 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切り上げる。		
会議室（小）の冷暖房設備	1時間当たり 150円 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間に切り上げる。		

備考

1 時間区分は、準備及び原状回復の時間を含むものとする。

2 次の各号に定める場合における使用料（冷暖房設備の使用料を除く。）は、それぞれの区分の使用料に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 利用者が市外在住者である場合 10分の3

(2) 利用者が営利を目的として利用する場合 10分の5

(3) 利用者が市外在住者で営利を目的として利用する場合 10分の10